

## 五ヶ瀬町資金運用方針

五ヶ瀬町資金運用に関する要綱（平成30年訓令第4号）第5条に規定する資金運用方針を次のとおり定める。

令和 5年 8月24日

五ヶ瀬町長 小 迫 幸 弘

- 第1 特定の目的のために基金から直接貸し付け、当該基金に直接償還させる等、原資の範囲内で歳入歳出予算に関係なく経理する定額運用型の基金については、流動性確保を一義的な目的として、普通預貯金又は当座預金により運用するものとする。
- 第2 収益を積み立てることなく特定の目的のための事務事業の財源として歳入予算に計上して充当する果実運用型の基金並びに積み立てた原資及び収益を特定の目的のため処分するときに歳入予算に計上して繰り入れる積立て型の基金については、個々の基金の取崩し予定額を把握した上で余裕資金がある場合は、中期、長期及び超長期の金融商品による運用をするものとし、並びに債券入替えによる売却益の確保を図るものとする。
- 第3 歳計現金及び歳入歳出外現金に余裕資金がある場合は、中期、長期及び超長期の金融商品による運用をするものとし、並びに債券入替えによる売却益の確保を図るものとする。
- 第4 第2に規定する基金は、事務の簡素化を図るとともに、予期せぬ基金取崩しに基金全体で対処することにより長期運用を可能とするため、各基金及び各金融商品の対応付けを外し、基金残高と金融商品残高を総額で対応付けすることにより資金運用を一括して行うこと（以下「一括運用」という。）ができるものとする。
- 第5 一括運用による運用収益は、財政調整基金が受け入れ、毎年度1回、運用収益を12月末時点の各基金残高の割合で按分し、年度末までに財政調整基金から各基金に振り替えるものとする。この場合において、1月以降に運用収益の変動があったときは、財政調整基金で調整するものとする。
- 第6 資金運用は、次に掲げる金融商品により行うものとする。ただし、第2号に規定する金融商品は、基金の一括運用の場合に限り運用するものとする。
- (1) 当座預金、普通預金及び定期預金

(2) 満期までおおむね30年以内の国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債券、財投機関債、金融債、一般担保付社債及び円建外債（外国政府、外国の地方公共団体、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行するものに限る。）で、本邦通貨をもって表示されるもの（以下これらを「債券」という。）

第7 預金の解約又は債券の売却は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 資金の安全性を確保するために必要な場合
- (2) 流動性を確保するために必要な場合
- (3) 収益性向上のために金融商品の入替えを行う場合